ACCESS新聞
Alliance Cooperation of Construction Equipment & Scaffolding for Safety
Vol.114
編集・発行人　篠田伸夫
発行所
全国仮設安全事業協同組合本部
〒103－0001
東京都中央区日本橋小伝馬町15－18　日本橋ＳＫビル
ＴＥＬ03－3639－0641
ＦＡＸ03－3639－0640
北海道支部　〒004－0015　札幌市厚別区下野幌テクノパーク２－１－14　電話(011)899-3275　ＦＡＸ(011)899-3276
東北支部　〒980-0802　仙台市青葉区二日町13-22-407（カルコスビル４Ｆ）　電話(022)713-6051　ＦＡＸ(022)713-6052
関東支部　〒103－0001　東京都中央区日本橋小伝馬町15－18(日本橋ＳＫビル５Ｆ)　電話(03)3639-1571　ＦＡＸ(03)3639-3980
北信越支部　〒950－0923　新潟市蜷ヶ山6-5-26（白木ビル2-B）　電話(025)257-0066　ＦＡＸ(025)257-0067
中部支部　〒457-8535　名古屋市南区浜田町1-10　２Ｆ　電話(052)614-0701　ＦＡＸ(052)614-0705
近畿支部　〒550－0006　大阪市西区江之子島１－６－８(シャンピア阿波座1003号)　電話(06)6443-5213　ＦＡＸ(06)6443-5214
中国支部　〒730－0016　広島市中区幟町3－55(幟町ゼネラルビル6Ｆ)　電話(082)511-2051　ＦＡＸ(082)227-2720
四国支部　〒769－2101　香川県さぬき市志度1883－１（大河原ビル202）　電話(087)814-2245　ＦＡＸ(087)814-2246
九州支部　〒811－2101　福岡県糟屋郡宇美町大字宇美字古野ノ口3426-9　電話(092)957-0032　ＦＡＸ(092)957-0033
ホームページhttp://www.kasetsuanzen.or.jp/ Eメールinfo@kasetsuanzen.or.jp　各都道府県の支所へのお問い合わせは、各ブロックの支部まで連絡ください。

事業推進の心　仮設労働安全新生プラン

# 陽のあたる安全文化の創造

もうよそう　ヒューマンエラーの他人事
続こう　安全足場で身近なしあわせ
めざそう　安心して暮らせる 心豊かな国創り

## 各労働局発表の部分抜粋

厚生労働省北海道労働局発表
平成21年12月１日

**―全道240カ所の約５割の現場（足場・作業床の不備39事業場）で違反―**

元請けの安全管理義務違反が増加しており、今後も監督指導を強化。

実施結果において、下請けへの必要な指示等の未実施という元請けの安全管理義務違反が高い違反率（83.1%）であったことから、今後も監督指導を強化していくこととしています。

厚生労働省埼玉労働局労働基準部監督課
平成21年12月24日

**―県内111の建設現場で５割（50.5%）が墜落防止などの労働安全衛生法違反―**
**―33の建設工事現場に使用停止等命令―**
**―墜落災害の防止に関する違反が過半数―**

違反内容としては、「墜落災害の防止」に関する違反が最も多く、全体の法違反の半数以上（50.7%）を占めており、墜落防止措置が不十分なまま作業を行わせている実態が認められた。

厚生労働省山梨労働局
平成21年12月24日

**建設工事現場の半数以上で労働安全衛生法違反**

主な違反事項

監督指導を実施した建設現場における主な法違反事項は、次の通りであり、最も多くの現場で認められた違反事項は、墜落防止措置の未実施であった。

厚生労働省和歌山労働局
平成22年１月７日

**最も多い法違反は墜落防止措置義務違反**

労働安全衛生法違反のあった24現場のうち、高所作業時における手すりの未設置等の墜落防止措置義務違反が14の現場で認められ、依然として高い割合を占めた。

**各都道府県労働局一斉監督指導の実施〈2月12日現在公表分〉**

| 都道府県 | 実施の時期 | 安衛法違反率 | 監督現場 | 違反現場数 | 墜落等の違反 | 墜落防止措置の違反率 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 北海道 | 10月 | 49.16% | 240 | 118 | 39事業場 | 違反の内の33.05% |
| 青森県 | 9月 | 56.32% | 87 | 49 | 14現場 | 違反の内の28.57% |
| 宮城県 | 12月 | 52.04% | 98 | 51 | 21件 | 違反の内の41.17% |
| 福島県 | 12月 | 45.95% | 309 | 142 | 166件 | 違反の内の53.7% |
| 茨城県 | 12月 | 41.04% | 134 | 55 | 40事業場 | 違反の内の37% |
| 栃木県 | 10月 | 62.50% | 96 | 60 | 64事業場 | 違反の内の39.75% |
| 群馬県 | 12月 | 51.01% | 198 | 101 | 84事業場 | 違反の内の47.7% |
| 埼玉県 | 12月 | 50.45% | 111 | 56 | 68件 | 違反の内の50.7% |
| 東京都 | 12月 | 51.65% | 242 | 125 | 69現場 | 違反の内の55.2% |
| 山梨県 | 12月 | 53.07% | 130 | 69 | 46現場 | 違反の内の66.66% |
| 富山県 | 7月 | 43.13% | 102 | 44 | 24現場 | 違反の内の54.45% |
| 岐阜県 | 12月 | 46.87% | 224 | 105 | 53現場 | 違反の内の50.47% |
| 和歌山県 | 12月 | 35.82% | 67 | 24 | 14現場 | 違反の内の58.33% |
| 大阪府 | 12月 | 45.50% | 167 | 76 | 49現場 | 違反の内の64.47% |
| 兵庫県 | 12月 | 64.81% | 162 | 105 | 61現場 | 違反の内の58.09% |
| 長崎県 | 11月-12月 | 43.47% | 138 | 60 | 10現場 | 違反の内の16.66% |
| 熊本県 | 12月 | 41.30% | 276 | 114 | 56現場 | 違反の内の49.12% |
| 宮崎県 | 1月 | 39.32% | 89 | 35 | 9件 | 違反の内の25.71% |
| 沖縄県 | 12月 | 52.88% | 104 | 55 | 40件 | 違反の内の72.72% |
| 合計 | 19都道府県 | 平均値48.55% | 2974 | 1444 | | 平均値47.55% |

※各都道府県のプレスリリース等から資料を抜粋した結果

## 政治 ―「国民の生活が第一」「人の命を大切にする友愛政治」

解決 ― 墜落死亡者2,300人以上 / 墜落死傷者8万4,000人以上 ― 建設現場
〈一人親方等の死亡・死傷含まず〉〈過去10年間〉

# 人命に対する倫理観はどうなっているのでしょうか? 建設行政で踏み込んだ具体策を!!

**一人親方墜落死**
**労災統計にカウントされない!!**

国土交通省は工事共通仕様書や特記仕様書で、足場の全段に二段手すりと幅木の機能を確実に担保するため、「手すり据置型」方式または「手すり先行専用足場方式」によることと明記、東京都を始めとする多くの自治体もこれにならって建設墜落事故防止を強化しています。「手すり据置型方式」の正しさが証明された一つの痛ましい死亡事故が、昨年８月24日、「手すり先送り方式」を使った現場で足場解体作業中に発生しました。墜落事故の原因を、命綱を着けていなかった被災者の自己責任に帰着させていますが、実際は、厚生労働省安全衛生部長通達による右図のような「手すり据置型方式」を使用しておれば起きなかった「一人親方」の悲惨な死亡事故でした。これは、まさしく「避けられた死」でありました。この事故を証左として、国交省の仕様を民間のすべての現場で実施することにより、足場からの墜落災害撲滅に向かいたいものです。

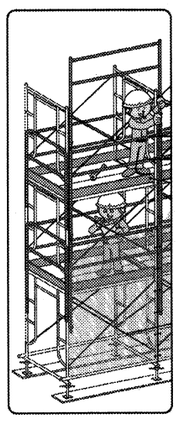
枠組み足場の例・据え置き型方式による手すり先行足場

建設労働人口530万人
- 労働安全衛生法から除外〈一人親方等100万人〉推計の死亡者103人－276人
  〈労災統計にカウントされていない〉（平成20年統計）
- 労働安全衛生法の適用〈労働者437万人〉死亡者430人
  〈労災統計にカウントされている〉

**一人親方・零細事業主建設現場死亡労災推計方法**

・103人の推計
全国の一人親方・零細事業主（家族従業員を含む）の数×全建総連加入の一人親方・零細事業主死亡率

$$=100万人\times\frac{23人}{22万2,400人}\fallingdotseq103人$$

・276人の推計
全国の一人親方・零細事業主（家族従業員を含む）の数×全建総連加入の一人親方・零細事業主死亡率

$$=100万人\times全国の労働者の死亡率\times2.8=100万人\times\frac{430人}{437万人}\times2.8\fallingdotseq276人$$

$$\left\{2.8=\frac{全建総連加入の一人親方・零細事業主死亡率}{全建総連加入の労働者死亡率}\right\}$$

**この惨状の理由は、建設現場の安全衛生法違反が48.55%　そのうちの墜落防止措置違反が47.55%**
**墜落災害は高所作業足場に起因する。足場の法体系の確立が肝要←政治が解決**

**その解決の手段**
- **２mを超える高所作業には必ず足場を設置すること**
- **足場は手すり先行型足場を設置すること**
- **専門家による足場の安全点検を行うこと**

# 事故防止へ「知識不足」「スキル不足」「意識不足」対策徹底

シリーズ自治体建設関係部長に聞く㉕
【山形県】

土木部長
鹿野 正人氏

**伊藤**　今年度、山形県土木部で取り組まれている施策についてお聞かせ下さい。

**鹿野**　重点項目として６つを挙げていますが、その中でも３つの項目を主要施策として取り組んでいます。

まず「安全・安心な県土づくり」として、水害対策や地震対策、雪に強い道路づくりなどを推進しています。人命を守るための事業は、これまでも重点的に進めていますが、今後も最優先に取り組んでいく考えです。「活力と魅力ある県土づくり」では、道路ネットワークの整備を推進しています。現在、本県の高速道路の整備率は全国44位となっており、東北ではもっとも遅れています。引き続き整備推進の環境づくりに努め、国土交通省およびＮＥＸＣＯ（東日本高速道路株式会社）をバックアップしていくとともに、高速道路ネットワークを最大限に活用するための接続道路の整備にも取り組んでいくことにしています。そして「新たな地域づくり・まちづくり」においては、道路、河川などの整備に合わせた地域づくりや地域公共交通の活性化・再生を推進し、だれもが暮らしやすい住環境づくりに取り組んでいます。

また、公共施設の老朽化対策や港湾の整備もたいへん重要だと考えています。とくに港湾は、日本海側に秋田港、新潟港といった大型港がありますが、本県唯一の重要港湾である酒田港は、これらに遅れをとっている状況です。酒田港をロシア、韓国、中国といった方面への日本海側の物流拠点となるよう基盤づくりを推進しています。

**伊藤**　酒田港を整備することによって、日本海側に位置する諸外国への国際競争力の強化にもつながりそうですね。

**鹿野**　はい、それを期待しています。酒田港は鉄道や道路の機能が、まだ途上段階にありますので、それらを整備して発展に役立てたいと考えています。そのため、現存する線路・道路の現状や有効な活用方法などについて調査を開始したところです。

**滝沢**　公共事業予算は前年度と比較するとどういった状況なのでしょうか。

**鹿野**　18%増となっています。今年度は、景気対策という意味もあり、全国的にこういった傾向にあるかと思います。

**滝沢**　ところで建設労働災害の現状はいかがですか。

**鹿野**　本県の土木部発注工事における死傷者数は、平成16年までは10人ほどで推移していましたが、17年以降は５人前後に半減し、そのまま推移しています。

聞き手―伊東三千男東北支部長（写真右）
滝沢博明東北支部安全監理室長

## 手すり先行工法で物理的に事故起こりにくく

**伊藤**　貴県では国土交通省の施策なども毎回早々に取り入れられるなど、安全対策にたいへんご熱心に取り組まれていますが、そういったことが数字として表れているのでしょうね。

それでは続きまして、「安全」について鹿野部長の理念をお聞かせいただきたいのですが。

**鹿野**　労災事故が発生した場合には、被災者とご家族がもっともつらい思いをされるのはいうまでもありません。発注者にとっても工期の遅れ、建設業者にはペナルティーなどのデメリットもあります。技術力を最大限に引き出すためにも危険を排除し、安全を最優先しなければいけません。それには、建設業者のかたの安全に対する深い配慮が必要であり、そして発注者側としては、高い安全意識を維持してもらうための対策が必要です。

事故を起こす要因としては、「知識不足」「スキル不足」「意識不足」の３つがあると考えていますが、この３つの対策を徹底することで、事故の多くは防げると感じています。知識不足については、発注者の責務として、引き続き知識習得のための機会を設けて啓蒙していきたいと考えています。スキル不足は、各作業者が現場で経験を積み、向上心を持ちながら熟練してもらう必要があります。そして意識不足ですが、例えば、安全上、必要な設備があると知りながら設置しないとか、危険が伴う作業と分かりながら注意を怠ってしまうなど、事故の要因としてはもっとも多いだろうと考えています。これについては、研修会などを通じて安全意識を徹底していくしかないと思います。そして、例えば手すり先行工法のように、物理的に事故を起こりにくくするという対策も大切でしょう。

**伊藤**　人間というのはそもそも、長時間にわたって緊張感を持続したまま作業を続けることは困難だと思うのです。鹿野部長のおっしゃるように、事故を物理的な方法で防止することはたいへん有効な手段ではないかと感じます。それでは最後になりますが、建設業界や当組合に対するご意見やご要望などがあればお願いします。

**鹿野**　建設業界はたいへん厳しい状況が続いています。本県でも景気雇用対策に取り組んでいますが、倒産する企業は依然として多い状況にあります。近年、建設業に対する風当たりが強く、世間一般からも良いイメージをもたれていませんが、建設業者の方が災害対策なども含めて地域を陰で支えている大事な存在だということは、いずれ理解してもらえるはずです。今は歯を食いしばって、景気が上向くまでなんとか頑張ってほしいです。そして建設業が３Ｋの代名詞のように言われている現状を、一緒に打破していきたいと思います。

貴組合におかれましては、今回、本県主催の研修会でご協力（講師と機材の組み立て・解体実演など）を昨年９月28日実施）いただきましたが、引き続き安全対策の普及活動にご尽力いただきたいと思います。